

令和2年4月9日

【緊急支援策第2弾②】

市内旅館業の温泉使用料および水道料金の減免支援

新型コロナウイルス感染症に伴う緊急支援策第2弾として、市内旅館業等が観光客の減少により深刻な影響を受けていることを踏まえ、温泉使用料および水道料金の減免支援を行います。

記

1 趣 旨

温泉旅館業は、本市の観光産業を支える重要な役割を担っていますが、本年3月末の調査の結果、飯坂、土湯、高湯の三温泉地における4月以降の予約率は、対前年同月比約7割の減少となるなど、非常に厳しい状況が続いています。

このため、三温泉地における旅館業の固定費負担の軽減を図り、経営を支えるため、緊急措置として温泉使用料および水道使用料金を減免支援いたします。

2 支援対象 : 飯坂温泉、土湯温泉、高湯温泉の温泉旅館および市内のホテル・旅館業

3 支援方法 :

(1) 温泉使用料

温泉使用料（実績値）のうち7割を限度として、その1/2を福島市が補助又は減免します。

(2) 水道料金

メーター口径ごとの基本料金について、5割～7割程度（契約内容に異なる）を減免します。

4 支援期間 : 令和2年4月分より4か月間

5 対象施設 :

(1) 温泉使用料

温泉の供給を受け、温泉使用料の支払いを行う温泉旅館

(2) 水道料金

三温泉地及び市内のホテル・旅館業

担当：観光コンベンション推進室 温泉地振興係
室次長 二瓶、室次長補佐 根本
電話 024-572-5717（直通）
：水道局水道総務課 料金係
課長 渡辺、係長 加藤
電話 024-535-1117（直通）